取引価格情報の提供制度に関する 検討委員会取りまとめ

平成19年2月 取引価格情報の提供制度に関する検討委員会

(目次)

1.	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	取引価格情報の提供制度の経緯と現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1)背景 ·····	1
	(2) 経緯 ·····	2
	(3)制度の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(4)取引価格情報の収集状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(5) 利用者の状況及び意見等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(6) 本制度に対する国民の意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3.	取引価格情報を提供する意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(1)制度の目的と意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(2) 市場の透明性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(3) ストック活用型社会の形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(4) 土地政策への活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(5) 不動産投資市場の拡大と不動産鑑定評価等の精度向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
4.	取引価格情報の提供制度の安定化に向けた今後の取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	(1) 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	(2)制度の充実に向けた具体的な取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	①提供内容の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	②収集方法の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	(3)制度の安定化に向けた取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	①基本的な方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	②法制化の必要性と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	③安定的な制度に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
5.	今後の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19

取引価格情報の提供制度に関する検討委員会 委員名簿

平成19年2月9日現在

委員長 山野目章夫 早稲田大学大学院法務研究科教授

委 員 浅見 泰司 東京大学空間情報科学研究センター 副センター長 教授

阿曽 香 リクルート住宅総合研究所主任研究員

市村 重治 (社)不動産協会企画委員長

井手 博信 (社)全日本不動産協会常務理事

清水 千弘 麗澤大学国際経済学部助教授

長谷部恭男 東京大学法学部教授

福士 正 (社)全国宅地建物取引業協会連合会専務理事

前川 俊一 明海大学不動産学部教授

増田 修造 (社)日本不動産鑑定協会副会長

(五十音順)

取引価格情報の提供制度に関する検討委員会における議論の経緯

- 〇第1回(平成18年10月13日(金))
 - 委員会設置の趣旨
 - ・取引価格情報の提供制度の現状と課題
 - ・検討の進め方
- 〇第2回(平成18年11月17日(金))
 - ・安定的な情報提供体系はどうあるべきか
 - ・提供されるべき取引価格情報のあり方
 - ・安定的制度に向けた回収率の向上方策はどうあるべきか
- 〇第3回(平成18年12月25日(月))
 - ・法制化についての検討
 - ・取引価格情報の拡充案等について
 - ・検討委員会とりまとめ骨子案について
- 〇第4回(平成19年2月9日(金))
 - 最終とりまとめについて

1. はじめに

- ・取引価格情報の提供制度は、市場の透明化、取引の円滑化・活性化等を図ることを目的に開始されたものであり、平成17年度から三大都市圏の政令指定都市等を対象に取引価格等に関する調査が実施され、平成18年4月より当該調査結果がインターネットを通じて四半期単位で公表されるようになっている。
- ・取引価格情報の開示については、これまでも、不動産取引をめぐる不透明性、 不確実性を払拭し、透明な不動産市場を形成していく上で重要な政策課題であるとして、国土審議会土地政策分科会等で検討が行われてきた。
- ・平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」においても、同じような考え方が示され、取引価格情報の提供制度について、平成18年度中に「価格情報の正確さが確保されること、個人情報保護の観点から情報提供方法に関する技術的側面が解決されること等を実績を通じて検証し、この結果等を踏まえ、取引価格情報提供制度の法制化を目標に安定的な制度の在り方について検討し、結論を得る」こととされた。
- ・このため、取引価格情報の提供の実績を検証し、今後の安定的な提供制度等について検討するため、平成 18 年 10 月に国土交通省土地・水資源局長の私的研究会として「取引価格情報の提供制度に関する検討委員会」が設置された。
- ・本報告は、取引価格情報の提供制度のこれまでの実績、安定的な情報提供体系 のあり方などについて、本検討委員会で検討した結果をとりまとめたものであ る。

2. 取引価格情報の提供制度の経緯と現状

(1) 背景

・我が国の土地を取り巻く社会経済状況は、構造的に大きく変化しており、社会面においては、世帯数は引き続き増加しているものの、人口は減少局面に入りつつある。経済面においても、大量の土地を必要としない産業への産業構造の変化、会計制度の変更や資金調達手法の多様化等の企業を取り巻く状況の変化など構造的に大きく変化している。このような中で、既存の不動産ストックの維持・活用や良質な不動産ストックの形成するための環境の整備が重要となってきている。

・適正な土地利用と適正な地価の形成を市場メカニズムによる調整を通じて実現するためには、市場において多様な選択の中で自らの責任で取引しようとする国民の不安感を軽減し、取引主体間の情報格差を極力縮小した透明性・公正性の高い市場を形成することが重要である。このため、取引価格情報を整備し適切に提供していくことが益々重要な課題となってきている。

(2)経緯

- ・取引価格情報の提供制度については、市場の透明化、取引の円滑化・活性化等 を図るために早急に実現しなければならない重要な政策課題として、これまで もその必要性や意義について指摘されてきた。
- ・土地基本法(平成元年)においては、「個人の権利利益の保護に配慮しつつ、 国民に対し、土地の所有及び利用の状況、地価の動向等の土地に関する情報を 提供するように努めるものとする。」と明文化されている。
- ・新総合土地政策推進要綱(平成9年閣議決定)においては、「有効利用に向けた土地取引の活性化のためには、・・・土地情報の整備・提供等を進める」こととされた。
- ・さらに、土地政策審議会意見取りまとめ(平成 11 年 1 月)においては、実際の取引価格の必要性について、「プライバシーや守秘義務に関する懸念を払拭することに努め、売り手側に偏在する実売価格に関する情報を集約して、売り手買い手のどちらにも偏らない中立的な形で、取引の関係者からの要請に応じて提供できるような仕組みを検討すべきである。」としている。
- ・国土審議会土地政策分科会建議(平成15年12月)においては、取引価格情報の提供制度の導入に際して、情報の開示のあり方について、「物件が特定できないように配慮した情報提供が、現時点では、最も国民の理解が得られやすい方法であると考えられる。」とされた。
- ・このような状況に加え、規制改革の観点からも不動産取引をめぐる不透明性を 払拭し、不動産取引の円滑化と公正の確保を図り、国民にとって信頼性の高い 不動産市場、不動産証券化市場を形成していく上で、不動産取引価格情報が適 切に収集、提供されることは必要不可欠とされた。平成 16 年 3 月に閣議決定 された「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」では、「国土交通省は、法務 省と連携し、現行制度の枠組みを活用して、取引当事者の協力により取引価

格等の調査を行い、国民に提供するための仕組みを早急に構築する」こととされ、さらに、この仕組みに基づく情報の収集・提供の実績を通じて、「価格情報の正確さが確保されること、個人情報保護の観点から情報提供方法に関する技術的側面が解決されること等を実績を通じて検証し、この結果等を踏まえ、取引価格情報提供制度の法制化を目標に安定的な制度のあり方について検討し、結論を得る」こととされた。

(3)制度の現状

・平成 17 年度から、国土交通省は、法務省から売買による不動産取引の異動情報の提供を受け、不動産の購入者に対して取引価格等に関する調査を行っている。調査によって得られた情報は、標準地の地価公示価格の判定に役立てるとともに、個別の物件が特定できないよう配慮して、平成 18 年 4 月 27 日からインターネット(土地総合情報システム

(http://www.land.mlit.go.jp/webland/)を通じて国民一般に広く無償で提供されている。

- ・提供内容は、個別の取引の情報について、土地の種類別(住宅地、商業地、工業地)、取引の内容別(更地、建付地、マンション等)に、住所(大字又は町名まで)、取引価格、取引時期、土地の面積、建物の延床面積、建物の用途、建物の建築年、建物の構造、間取り、都市計画の用途地域、土地の形状の情報から成っており、四半期毎に四半期単位でとりまとめた上で公表されている。
- ・調査対象地域は、平成 17 年度は三大都市圏を中心とする政令指定都市、平成 18 年度は全国の政令指定都市を中心とする地域で行われており、平成 19 年度は、これまでの対象地域に加え、全国の県庁所在都市など地価公示の対象地域にまで拡大される予定となっている。

(4)取引価格情報の収集状況

・取引価格情報は、国土交通省が法務省から提供を受けた登記異動情報に基づき購入者にアンケート調査票を発送することで収集されている。法務省は、全国の電子情報処理組織を用いて登記事務を取り扱う登記所における登記異動情報(※土地・建物の所有権移転登記、区分所有建物の所有権移転登記及び保存登記、区分所有建物の敷地権等)を一筆又は一個の単位で国土交通省に提供しており、平成17年7月から平成18年9月までに提供された登記異動情報は約415万件となっている。さらに、国土交通省は、この登記異動情報に基づきアンケート調査を実施するために、調査対象地域で購入者毎に絞

り込みを行っており、その数は約58万2千件となっている。このうち売買の契約年月日がアンケート調査の1年以上前のものや購入者が海外に居住しているなど発送困難なものを除いた約36万件に対してアンケート調査票が発送されている。回収件数は、約9万7千件で回収率は約27%となっている。この回収されたアンケート調査票をもとに地価公示の鑑定評価員(不動産鑑定士)が現地確認を行い、前面道路の状況、最寄り駅からの距離、土地の形状、用途地域などの行政的な条件を調査し、アンケート調査票に記入された価格情報と合わせて一件毎に取引事例カードを作成している。

- ・なお、その際、鑑定評価員は回答のあった価格情報等を修正することはなく、 桁違いなど価格が明らかにおかしい事例や建物が除却されるなどアンケー トの回答内容と現地の状況が大きく異なる事例等についてのみ鑑定評価員 の判断で除外している。その件数は約3千5百件と全体の約3%となってい る。
- ・こうした一連の作業を行い、平成 19 年 1 月までに約 8 万 8 千件の取引事例 カードが作成され、10 ㎡未満の小規模面積の取引や底地のみの取引などを除 いた約 6 万 4 千件の取引価格情報が提供されている。
- ・アンケート調査の回収率の内容について、平成 17 年 7 月から平成 18 年 3 月までの登記異動情報と鑑定評価員によって作成された取引事例カードをもとに詳細にみると、アンケート調査票発送前の登記異動情報と作成された取引事例カードを取引面積毎に件数別に比較した場合、その分布は両者ともほぼ同様の分布となっており(参考図 1)、取引面積で偏りをもっていないことが調査結果からわかる。
- ・回答者の属性でみると、回収率は法人が 18.7%、個人が 20.0%とそれほど 大きな差はない。法人を業種別にみると金融・保険業が 12.9%と最も低い割 合となっている(参考図 2)。また、バルク買いなど不動産の取得件数の多 い買主ほど回収率が低くなっている。不動産の属性別に見ると、都心部での 取引や、取引面積が大きい取引での回収率が低くなっている(参考図 3)。
- ・一方、Jリートや東証の適時開示情報として既に公開されている情報とアンケート調査票の回収状況を比較すると、公開された情報のうちアンケート調査に回答したのは半数以下にとどまっている。既に公開されている情報について改めてアンケート調査票に記入することが回答者にとって二重の負担となってしまっていることが推察される。
- ・なお、登記異動情報と公表された取引価格情報を実際の地図上で比較してみ

ると、公表された取引価格情報は粗い分布となっているものの、両者のバラッキには極端な違いは見受けられないことがわかる (参考図4)。

- ・取引価格情報の回収率は、約27%にとどまっているが、上記のように公表された取引価格情報は極端な偏りをとっておらず、土地の売買登記を伴う取引は、ほぼ悉皆的に網羅していることから、現状においても国民が市場動向を知る上での大変有用な情報となっているものと評価することができる。
- ・しかしながら、国土交通省が土地の売買当事者に対して実施している土地保有移動調査(※統計報告調整法に基づく承認統計。)の回収率は約55%となっており、申告義務がない同調査と比較しても取引価格調査の回収率は低い水準にとどまっている。アンケート調査の発送日からの回収率の推移をみると、督促はがきの発送までに土地保有移動調査は約40%の回収率に達しているのに対し、取引価格調査は約19%程度の回収率にとどまっている。このことからも取引価格調査に対する国民の認知度が低いことが推察される。
- ・仮に、土地保有移動調査と同様に、例えば 50%の回収率を得ることができた場合を想定し、実際の登記異動情報と回収される取引価格情報の分布を比較してみると、参考図 4 のように、回収される取引価格情報は実際の取引情報の動向を相当詳細に表現することができることがわかる。取引価格情報の信頼性を高めていくためにも回収率の向上が必要である。

(5) 利用者の状況及び意見等

- ・公表から、平成19年2月初めまでのアクセス数は、2千万件を超えており、 本制度に対する国民ニーズの高さを表象しているものと推察される。
- ・公表と同時にインターネット上で実施したアンケート調査結果(参考資料 1) によると、主な利用者は、一般の個人が 32%、不動産、金融・保険、建設業以外の一般事業者が約 20%、不動産業者が 31%、建設業者が 9%、金融・保険業が 7%となっており、一般の利用者と不動産に関係するいわゆる「プロ」がほぼ同じ割合となっていることから、不動産市場において情報の非対称性を軽減するという当初の政策目的は達成しているものと評価することができる。
- ・利用目的別にみると、「個人的な不動産取引の参考として」が 41%、「業務 での不動産取引の参考」が 34%、「不動産市場動向分析」が 15%となって いる。

- ・取引価格開示に関する感想・意見等をみると、開示内容に満足した利用者 は 10%と低い割合となっている。満足していない理由としては、「開示してい る物件が少ない」が 38%、「住居の表示方法がわかりにくい」が 16%、「データ表示に時間がかかる」が 13%となっており、回収率の向上とともに、提供システムの操作性の向上も課題となっている。
- ・個別事例の開示内容に対する意見としては、「現行で良い」というものは 20 %弱に過ぎず、「前面道路の状況」「最寄り駅」「容積率」などの情報を追加すべきという意見が多い。
- ・これらのことからも、調査対象地域を拡充し、回収率を向上させることにより情報の開示件数を増やすとともに、提供項目を充実することにより、国民が使いやすいものに改善していく必要があると考えられる。

(6) 本制度に対する国民の意識

- ・国土交通省が平成 18 年 10 月に実施した取引価格情報の提供に関する意識調査(参考資料2)から、取引価格情報の提供前と提供後の本制度に対する国民の意識を見てみると、先ず、不動産取引に対して約7割の人が「難しいそうで分かりにくい」、「何となく不安」と感じていることがわかる。平成 15年の結果に比べるとその割合は若干減少しているものの、依然として、多くの国民が不動産取引に対し不安を抱いていることが推察される。
- ・不動産の取引価格情報の提供制度については、賛成 63.3%、反対 11.2%と賛成が大きく上回っている。不動産の売買をしたことがある層に限ってみると賛成が 69.4%と高くなっている。平成 15 年度と比較すると、その割合は若干増加しており、制度の必要性については一定の理解が得られていると考えられる。賛成の理由としては、「不動産の値付けがより適正になされるようになる」、「不動産の売買がやりやすくなる」、「取引が活発になり、経済の活性化が期待できる」の順となっている。一方、反対の理由としては「プライバシーが侵害されるおそれがある」が最も多くなっている。
- ・自分自身の取引価格が公開されることについては、物件が特定できても構わないとする人は 45.7%と平成 15 年の結果と比べると、その割合は若干増加している。逆に、特定できないことを望む割合は若干低下しているものの、引き続き、3 割を超える者が自己の物件が特定されない形での情報提供を望んでいる。一方、物件を特定しない不動産の取引価格情報の提供であれば8 割近くの国民から賛同が得られているものと考えられる。

3. 取引価格情報を提供する意義

(1)制度の目的と意義

- ・前述のように本制度に対するアクセス数や国民の意識調査の結果などから、本制度に対する一定の国民の理解と支持は得られており、取引価格情報の提供は国民にとって大きな意義を有するものと考えられる。したがって、国においては、本制度の充実、発展を積極的に図っていくことが必要である。
- ・その際、そもそも、取引価格情報の提供制度は、不動産取引について規制をかけたり、取り締まりを行う観点から行うものではなく、あくまで、国民一般を対象に市場の透明性、取引の円滑化と公正性等を図る目的で行われているものであることを十分踏まえる必要がある。また、本制度は、個々の国民や関係者が制度の意義を理解し、後から取引する人のために自分自身の取引価格を提供することで成り立つものである。したがって、このような国民の理解と協力を得る形での制度の充実、発展を図っていくことが取引価格情報の提供制度を考える上においては重要である。
- ・取引価格情報の提供の意義については、「土地市場の条件整備の推進について」(平成 15 年 12 月国土審議会土地政策分科会建議)において整理されている。近年、公示価格などの公的土地評価の情報や取引価格情報に加え、指定流通機構(レインズ)が保有する不動産取引の成約価格に関する情報やJリートをはじめとする投資用不動産に係る情報開示が進展するなど一般国民が入手できる価格情報が多様化している。このような中で、本制度が国民にもたらす意義や国民に与える影響等を改めて整理すると次のことがあげられる。

(2)市場の透明性の確保

- ・前述 2. (6) の国民の意識調査では、不動産取引に対して「難しそうでわかりに くい」「何となく不安」という人が約7割となっている。取引当事者は、取引 価格情報が開示されることにより、実際のデータに基づいて市況や値付けの合 理性等を定量的に判断することができるようになり、不動産市場に対して国民 が抱く不安感が軽減され、信頼感が高まることが期待できる。
- ・近年、地価公示価格等に加え、指定流通機構(レインズ)が保有する不動産取引の成約価格に関する情報やJリートや東京証券取引所の適時開示を通じた 投資用不動産に係る情報、インターネットを通じて不動産業者が公開してい る情報など、以前と比較すると国民が入手できる取引価格情報は急速に充実

され、多様化してきている。しかし、それぞれの情報だけでは取引価格について包括的に見ることはできず、取引価格情報の提供制度のみが取引価格を包括的に見ることができる唯一のものとなっている。取引価格情報が充実されることにより、市場の動向や価格の分布をより的確に分析し、価格の妥当性について検証し判断することができるようになり、市場の相場観の醸成に寄与することが期待できる。

- ・さらに、仮に、駅からの距離、前面道路の幅員等物件に関するより詳細な情報が開示され、民間事業者等がこれらの情報と取引価格との関係を回帰分析などの統計手法で分析し、国民に分かりやすく提供するようになれば、駅に一分近づくとどのくらい地価が上昇するのか、道路づけが変わるとどの程度地価が変動するのかなどが分かるようになってくる。これにより、価格動向が、より客観的なデータとして示されるようになり、不動産業者も一般の人が不動産を売買する際のアドバイスをより具体的かつ客観的なデータに基づき説明するといったことが可能となる。この結果、国民は客観的なデータに基づき、多様な選択肢の中で不動産を選ぶことができるようになるとともに、国民と不動産業者が情報を共有することで相互間の信頼性が高められることが期待でき、信頼産業としての不動産業の発達にも大きく寄与するものと考えられる。
- ・また、取引価格情報の提供制度は、不動産取引をデータ処理に基づき分析、解析することを可能とする。このような解析が進むことにより、金融等の基礎的な資料として活用できるようになり、ITを活用した新たな不動産インテリジェンス産業の育成や多様なサービスの提供が期待できる。例えば、米国では、実際の取引価格をもとに算出された全米 10 都市の住宅価格指数インデックスに基づく先物オプション取引がシカゴ商業取引所に上場されているが、日本においても取引価格情報の提供制度を活用することで米国と同様の不動産デリバティブ取引を実現させることができる可能性がある。
- ・これまでも、我が国の不動産市場は、様々な情報開示が進むことにより、次第にその透明性の向上も図られてきたところである。しかしながら、国民が多様な選択肢の中から居住形態を選択するとともに、金融と不動産の融合が進む中では、単に大量の情報が提供されるだけでは不十分であり、客観的かつデータ処理可能な情報開示が図れることが重要である。取引価格情報の提供制度は、このような新しい時代の市場の透明性向上を図る上で、重要な役割を担っていく制度であると考えられる。

(3)ストック活用型社会の形成

・今後の人口減少局面や土地を大量に必要としない産業へと産業構造が変化す

る中で、これまで以上に、中心市街地などで空き家や低未利用地の増加が問題となってくることが考えられる。一方で、環境問題や資源エネルギー問題が深刻化する中で、新規に供給されるストックの質を高めるとともに、既存ストックを最大限活用していくことも重要となってきている。このような課題に対応するためには、適切に維持管理されたストックが市場に循環利用される流通環境を整備していくことが必要となっている。

・このようなストック活用型社会を実現していくには、不動産流通の円滑化を図っていくことが不可欠であるが、取引価格情報の提供制度は、そのための基礎的インフラとなるべきものと考えられる。特に、既存ストックを、真に必要としている人にうまく資源配分するとともに、異なる世代間での移転がうまく行われるようにする必要があり、このためには、買い手だけでなく売り手側の価格への不安を解消していく必要があるが、取引価格情報はこの解決のための重要なツールの一つと考えられる。これにより、良質な既存住宅の資産価値が適正に評価され、その流通が円滑に行われるとともに、国民の居住ニーズと住宅ストックのミスマッチの解消にも寄与することが期待できる。

(4)土地政策への活用

- ・取引価格情報を地価公示をはじめとする公的土地評価の精度向上やその検証、適正な地価形成や土地利用の動向の把握、経済政策など他の施策展開に役立てていくことができる。また、今後の土地政策は、市場の自律力による問題解決力を高めていくような市場の条件・ルール整備を基本とし、市場の自律力で解決できない場合には、政策で補っていくということが必要であるが、取引価格情報は、市場の自律力向上にも大きな役割を果たすものとなることが期待できる。
- ・例えば、取引価格情報を使って分析を行うことにより、道路が拡幅された場合とされない場合の地価の違いを客観的データに基づいて示すことが可能となってくるが、これにより、例えば、区画整理事業のプロジェクトの採算性をより適切なデータに基づいて評価できるようになってくる。この結果、市場メカニズムだけで区画整理事業が可能な地区については、自律的に事業が進むことが期待できるとともに、市場メカニズムだけでは事業が成立しない地区についても、どれだけ政策的な支援を行えば事業が成立するかが客観的データを用いた回帰分析に基づいて予想できるようになってる。これにより、市場の自律力をベースに足りない部分を政策によって補うことが可能となり、プロジェクトの実現可能性を検証できるといった活用が期待できる。

(5) 不動産投資市場の拡大と不動産鑑定評価等の精度向上

- ・不動産市場に対する国民の不安感が軽減されることにより、市場参加者が増加して取引が活性化することが期待できる。また、透明性の高まった市場環境が整備されることなどにより、内外の投資家の長期安定資金が、我が国の不動産投資市場に流入してくることが期待でき、不動産投資市場の拡大に資することにもなる。
- ・さらに、不動産の時価をどのように評価するかは、企業会計自体の信頼性に も影響を及ぼす重要な課題となっており、信頼性の高い不動産鑑定評価を支 えるための豊富な取引事例に関する情報が提供されることにより、不動産鑑 定評価の精度向上が期待できる。
- ・取引価格情報と地価公示価格を連携したかたちで国民に提供することにより、 地価公示価格を参考に取引価格情報に含まれる取引の事情や物件の特性の違いよる価格の形成要因の影響などが把握できるようになる。これにより、地 価公示価格の指標としての有用性が増すととともに、地価公示価格がより多 くの取引事例に基づき算定されていることが国民に理解され、その信頼性が 増すことが期待される。
- ・さらに、四半期毎に取引価格情報を提供することにより、地価公示よりも即時 的に地価動向を把握することができるものと期待される。

4. 取引価格情報の提供制度の安定化に向けた今後の取り組み

(1)基本的な考え方

- ・本制度に対する国民のニーズや取引価格情報を提供する意義を考えた場合、取引価格情報の提供制度は、一時的なものとするのではなく、内容を充実させたうえで恒久的な制度として社会への定着を図っていくべきである。特に、我が国だけでなく諸外国においても、不動産取引がグローバルに展開されるなかで、別添参考資料3のように公的機関が取引価格情報をデータベースとして整備し、インターネット等により積極的に市場に提供するようになってきており、国際的な観点からも本制度の充実と定着が求められている。
- ・今後、本制度の充実と定着を図っていくにあたっては、先ずは、①取引価格情報の提供内容を充実し、国民が利用しやすいものに改善するとともに、取引価格情報の収集のコストを引き下げ、国民の負担を軽減することが必要である。

その上で、②本制度を安定的なものとしていくためにはどうあるべきかについて検討していくことが必要である。

(2)制度の充実に向けた具体的な取り組み

①提供内容の改善

- ・現在、アンケート調査をもとに鑑定評価員が作成した取引事例カードには、 別添参考資料4のような情報が記載されており、これらの情報は国土交通省 のデータベースに蓄積されている。しかし、開示されている情報は、前述 2.(3)のように、物件が容易に特定できないように配慮する観点から一部の 情報に限定されている。
- ・これに対し、前述 2. のように本制度に対する国民のニーズは高いものの、情報の提供内容について満足した人の割合は少数にとどまっており、利用者の多くが提供内容の充実を求めている。本来であれば国土交通省のデータベースに蓄積されている情報がそのまま提供されることが望ましいが、国民の多くが物件の特定ができないかたちでの提供を支持している現状では難しい。このため、実際の不動産取引の際に国民が関心を持っており、物件の特定につながらないような情報をできる限り開示していくべきであり、現在の提供内容に加え、以下に示すような情報を追加することを検討すべきである(参考図5)。

(更地の場合)

最寄り駅までの所要時間、前面道路の方位及び幅員、容積率、建ペい率

(建付地の場合)

最寄り駅までの所要時間、前面道路の方位及び幅員、容積率、建ペい率、 建物の建築年(単年度)

(マンション等の場合)

最寄り駅までの所要時間、建物の方位、建ペい率、容積率、建物の建築年 (単年度)

・なお、国民が物件の特定に対し不安を感じていることに対しても、できる限り、その不安を取り除いていくことが重要である。この場合、国民が感じている不安の一つとして、当該情報が税務や各種取締りなどに活用されてしまうのではないかといったものもあると考えられる。このため個人情

報の厳格な管理を図ることはもちろんのこと、これに加えて、例えば、そのような各種取締りに活用できないよう取引価格のデータの上位3桁目を四捨五入するとか、取引面積等をある一定の刻みで階級値に加工するなどして表示することも有用であると考えられる。また、その一つとして、データに対し統計的手法により架空のデータ(ノイズ)を付加するという方法も考えられ、今後、具体の手法について研究すべきである。

- ・また、現在、個別の取引価格情報のほか、地域別、土地の種類別、価格帯別 の取引件数のヒストグラムの情報を提供しているが、これらの新たな情報が 追加されることにより、例えば、地域別、不動産種類別に取引価格と駅か らの所要時間、前面道路の方位と幅員、容積率の関係などについて散布図 のかたちで加工情報として提供することができる。さらに民間の研究機関 等が取引価格と最寄り駅までの所要時間や道路等の周辺環境、床面積や 建築年との関係を回帰分析などの統計手法で分析することにより、駅ま での所要時間や道路等の周辺環境などが取引価格に与える影響を駅毎に 数値的に示すことが可能となる。具体的には、例えば、「〇〇駅からー 分遠くなることにより、昨年は平米当たり1万2千円安くなっていたが、 今年は、平米当たり1万9千円安くなる傾向がある。」、「道路付けが 南と北方向では、駅から徒歩5分近辺の物件では平米当たり2万2千円 違う傾向がある。」といった形での情報提供が可能となり、国民は多様 な選択肢の中で、それぞれのライフスタイルや価値観にあわせて不動産 購入を考えることができるようになってくる。また、個別の取引価格情 報だけでは得られないこのような分析結果を一般国民のみならず不動産業 者などのいわゆる「プロ」も入手することができるようになり、これま での不動産ビジネスのあり方も根本的に変わっていく可能性があり、こ れらの情報を活用した新たなビジネスの展開も期待される。
- ・さらに、取引価格情報のインターネットでの提供に当たっては、現在、地価公示価格と取引価格情報は同じ画面上で見ることはできないが、取引価格情報と地価公示のそれぞれの特徴を国民に十分に説明するなど誤解を与えないようにしたうえで、取引価格情報を提供する地区単位毎(町又は大字単位)に地価公示価格等を見ることができるようするなど取引価格情報と地価公示価格等が連動して見ることができるよう検討すべきである。
- ・近年、地価公示価格や取引価格情報に加え、指定流通機構(レインズ)が 保有する成約価格の情報やJリートをはじめとする投資用不動産に係る情報が EDINET や東京証券取引所の適時開示を通じて公開されている。今後、 提供する情報の充実という観点から、それぞれの情報が重複しないようなか

たちで、開示されている情報の特徴を最大限に活かし、国民に対して重層的 に提供できるよう検討すべきである。

・国民が、取引価格情報と土地利用規制に関する情報など土地の属性に関する情報をワンストップで分かりやすく入手できるようにするとの観点から、引き続き、地理情報システム(GIS)を活用して情報提供できる仕組みを整備し推進していく必要がある。

②収集方法の改善

- ・取引価格情報の収集に当たっては、収集コストを下げるとともに、国民に 過度の負担にならないように、できるだけ多くの情報を収集できるように 改善していくことが重要である。そのためには、アンケート調査の回収率 を向上させることが必要である。回収率の向上のためには、本制度の意義や 必要性を国民に浸透させるとともに、先ずは国民に本制度を利用してもらう ことが重要である。
- ・このため、前述のように取引価格情報を国民が実際の不動産取引の際に必要とする情報内容に改善するとともに、不動産の購入希望者に対して本制度の利用とアンケート調査への協力を促すための普及・啓発活動を行うべきである。その場合、関係団体、特に宅建業者など不動産の購入希望者と直接接触する機会が多い業界と連携して行うことが効果的であり、例えば、業界団体のホームページとの相互リンクやパンフレット等を宅建業者を通じて不動産購入希望者に直接配布するなどの普及・啓発活動を検討するべきである。
- ・さらに、普及・啓発活動に加え、アンケート回答者の負担を軽減する措置 を講じることが必要である。具体的には、アンケート調査票の記載事項に ついて、可能な限り記入方式から選択方式に変更するとともに、回答者に記 入してもらいたい必須部分を色塗りするなどできるだけ簡素で分かりやす い調査票に改善するよう検討すべきである。さらに、将来的には、インタ ーネット等を活用してアンケート調査票の電子申告ができるよう検討すべ きである。
- ・また、前述のように、Jリートをはじめとする投資用不動産に係る情報が EDINET や東京証券取引所の適時開示を通じて公開されている。現在、これら の情報のうち、アンケートに回答したものは、公開されている情報の半数 以下にとどまっている。このため、回収率の向上を図るため、既に公開さ れている情報については、国土交通省が自らこれら公開情報を収集するこ

とで記入者の負担を軽減し、アンケート調査を省略し、不動産鑑定士による現地調査と取引事例カードの作成のみを行うことを検討すべきである。

・調査対象地域について、平成 19 年度は全国の県庁所在都市など地価公示対象地域に拡充されることとなっている。取引件数の少ない県庁所在都市以外の地域で調査を実施する場合には、公表される物件が特定されやすくなることを避けるとともに、鑑定評価員の現地調査等の負担が増えることから、四半期別の公表ではなく、半期別の公表にするなどの措置を検討すべきである。さらに、将来的には、鑑定評価員が地理情報システム(GIS)を活用して画面上で都市計画の用途地域など土地利用規制に関する情報などを確認できるような仕組みの導入を検討すべきである。

(3)制度の安定化に向けた取り組み

①基本的な方向性

- ・取引価格情報の提供を恒久的で安定的な制度とするためには、取引価格情報と地価公示制度との関係を整理する必要がある。地価公示制度は、地価公示法に基づき、土地鑑定委員会が、全国の標準地(平成 18 年地価公示で約3万地点)の1月1日時点の「正常な価格」について、不動産鑑定士に鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調査を行って公示するものである。
- ・地価公示価格は、公共用地の取得価格の規準、課税評価の目安といった行政上の機能を担うとともに、一般の土地取引に指標を与える機能を持っており、取引がない地域でも価格の指標を提供できるとの特色がある。一方で、地価公示だけでは、全国で約3万地点と地点数が限られており、標準的な面積、画地の土地価格しかわからないという特色を有する。
- ・一方、取引価格情報は、実際の取引価格を四半期毎に提供するものであるが、 個別の取引の事情や建物等の使用収益を制約する権利が付着しているといった個別の物件の特性を反映し、幅をもった情報である。また、不動産は個別性の強い財であり、同一の取引がほとんどないことから取引価格だけでは地価変動の指標とはなり得ない。さらに、現行制度ではプライバシーに関する国民感情から物件を特定することはできず、地価公示と異なり、価格を知りたい土地と厳密に比較することは困難である。
- ・このため、地価公示価格と取引価格情報のそれぞれの特徴を活かすことにより、国民が土地市場の動向をより分かりやすく判断できるような情報として

提供していくとともに、地価公示を補完する情報として取引価格情報を充実させ、取引価格情報の提供を恒久的で安定的な制度にしていくことが必要である。

②法制化の必要性と課題

・取引価格情報の提供を恒久的で安定的な制度とするためには、長期的な観点かからは法制化することが最も望ましいと考えられる。しかしながら、法制化に当たっては、制度の安定化だけではなく、法律として制度を構築する必要があるのかについて十分に検討を行う必要がある。このような観点から、これまでの運用実績等を踏まえ、法制化の必要性について整理すると、大きく分けて、①価格の信憑性・正確性の向上、②アンケートの回収率の向上、③プライバシー問題の解消、④制度の安定性、⑤取引価格情報の利活用の推進、の五つがあげられる。これらについて、具体的にその必要性を検討すると以下のとおりである。

(価格情報の信憑性・正確性の向上)

- ・取引価格情報の信憑性を高めるため、虚偽記載に対して罰則規定を設けることで、ある程度の価格の信憑性・正確性の向上が図られる可能性がある。統計法に基づく指定統計調査では、虚偽の記載にたいして罰則が設けられており、これにより調査結果の信憑性・正確性を担保している。
- ・しかしながら、取引価格が登記の要件ではなく、不動産取得税及び登録免許税の課税も固定資産税評価額が適用される現状では、登記制度や流通税の見直しを行わない限りは、取引価格情報の収集はアンケートに寄らざるを得ないものとなっている。このようなアンケート方式を取りながら虚偽記載に対し罰則を課したとしても、価格の妥当性について第三者が検証することは極めて難しく、有効に罰則規定を機能させていくことは困難と考えられる。
- ・この点、一部諸外国においては、登記制度が公信力を有しており、登記が 売買の成立要件となっていることに加え、登録免許税(Stamp Duty)が 売買価格に基づいて課税されることとなっており、売買に先立ち価格につ いて税務署との調整が行われ、その上で取引価格情報が収集されることと なっているため、価格情報の信頼性を確保することが容易となっている。 しかし、我が国において、このような仕組みを導入するためには登記制度 と税制を抜本的に変えていく必要があり、直ちに導入することは難しいも のと考えられる。このため、我が国においては、価格情報の信憑性を確保

し、虚偽記載等の異常値を排除するためには、不動産鑑定士による現地確認や不動産の属性など周辺情報の収集が不可欠なものとなっている。

・このようなことから、虚偽記載等の可能性を排除することを目的として法制化を図ることは適当でないと考えられる。

(回収率の向上)

- ・アンケート調査の回収率を向上させるため、アンケート調査に回答義務を課し、未回答に対して罰則規定を設けることで、回収率向上や収集コストの低減を図るといった方策をとることが考えられる。事実、統計法に基づく指定統計調査では調査対象者に対して回答義務が課されており、回答しなかった場合の罰則規定も設けられている。このようなことを背景に調査員等が数回にわたり調査対象者に督促をすることなどにより、通常、指定統計調査では8割から9割の回収率が得られている。
- ・しかし、このような指定統計調査における回収率の向上においても、法律に基づく刑事罰を国民に課すということだけで単純に回答を促すということがなされているのではなく、調査員等の地道な努力により、国民の理解と協力を得ながら行っているのが実情であり、それにふさわしい体制や広く国民に理解を求める広報の充実等を組み合わせることが重要となっている。
- ・また、取引価格情報の提供制度に対する国民の理解は一定程度確保されてきていると考えられるものの、まだ制度が始まったばかりであり、プライバシーの観点からの取引価格の開示に対する国民の不安も完全に払拭されているとはいえない状況にあると考えられる。さらに罰則の有無にかかわらず、回収率向上に向けて様々な努力を行っていく必要があるが、制度がスタートしたばかりであり、総合的かつ戦略的な回収率向上策がこれまで行われてきたとは言えない状況にある中で、直ちに罰則規定を設けることで、果たして国民の理解が得られるかどうかといった問題もある。
- ・本制度が不動産市場の透明性の確保等を目的に、国民に対して後から取引する人のために自らの取引価格を公表するよう協力を求めるものであることを考えると、回収率の向上のために国民に直ちに罰則を課すということではなく、それに先立ち、まず総合的かつ戦略的に回収率の向上を図る対策を講じることが肝要である。このため、回収率向上を図る目的で罰則規定を設け法制化を行うことは、現時点では適当でないと考えられる。

(プライバシーの問題の解消)

- ・プライバシーについて有力な学説では、「プライバシー権は、人格権の一つとして、個人の思想、世界観、宗教、精神病歴、過去の犯罪歴などの個人の基本的人権に深くかかわる情報(「固有情報」と呼ぶ)の流通を自らがコントロールできる権利ととらえ、憲法第13条の個人の尊重規定により直接保護の対象となるとされている。また、個人の基本的人権に直接かかわらない外的事項に関する情報(「周辺情報」又は「外延情報」と呼ぶ)を、正当な政府目的のために、正当な方法を通じて取得・保有・利用しても直ちにはプライバシーの権利の侵害とはいえないが、こうした情報も悪用又は集積されるときには、個人の基本的な人権に影響を及ぼすものとして、プライバシーの権利の侵害の問題を生ずる」と考えられている。
- ・取引価格情報は一般的に「周辺情報」に分類されるものと考えられている。 取引価格情報とプライバシーとの関係について、「土地市場の条件整備の推進について」(平成 15 年 12 月国土審議会土地政策分科会建議)では、「プライバシーの概念は比較的新しい概念であり、その範囲も必ずしも明確でないことから、取引価格情報の取得、開示の具体的なあり方についてさらなる検討が必要であり、取引価格情報の提供のためには個々の国民の協力が不可欠であることに鑑み、世論調査に現れた国民感情にも配慮していく必要がある。」としている。
- ・物件が特定できるような方法で取引価格情報を開示するかどうかは法制化によって直ちに解決できる問題ではなく、取引価格の公開に対する国民意識が どうなっているかの問題である。したがって、専らプライバシーの問題を解 決する目的で法制化を図ることはできないものと考えられる。

(制度の安定性の確保)

- ・法制化により恒久的な制度になるとともに、個人情報の取扱い、登記異動情報の安定的な確保、取引価格情報の利用・提供目的などが明確となり、制度の安定化や収集コストの低減につながることが期待できる。したがって、制度の安定化を図る観点から法制化を検討することは、一定の意義を有するものと考えられる。
- ・しかしながら、現行でも地価公示法体系の一環として、一定の位置付けのもとに制度が構築されている。すなわち、法務省から国土交通省への登記異動情報の提供は、地価公示法第12条2項に基づき、国土交通省土地鑑定委員会が法務省に対して登記異動情報の提供の協力を求め、法務省は全国の物件ごとの登記異動情報を土地鑑定委員会に提供するというスキームになってい

る。また、アンケート調査の実施については、土地鑑定委員会が、地価公示法施行規則第5条に掲げる公示事項への利用等適正な地価の形成に寄与する目的のために登記異動情報を活用し、アンケート調査を実施することになっている。さらに、取引価格情報の提供については、国土交通省が、地価公示を補完する情報として国土交通省設置法第4条29号の「土地に関する総合的かつ基本的な政策」の推進に関する事務の一つとしてインターネット上で公表しているものである。

- ・また、取引価格情報の個人情報の取扱いについては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第6条に基づき、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止等適切な管理のための必要な措置が講じられており、同条第2項に基づき取引価格情報の業務の委託先についても同様の措置を講じられている。さらに、取引価格情報の担当職員又は委託先で業務に従事している者に対しては、同法第53条により罰則規定も設けられている。
- ・以上のことから、登記異動情報の安定的な確保や個人情報の取扱いについても、一定の法的な位置付けのもとに行われており、現状においても、法制化しなければ制度が機能しないという状況ではない。このため、制度の安定性の確保という目的のために法制化を図ることは、現時点ではその必要性は高いものとは言えないと考えられる。

(取引価格情報の利活用の推進)

- ・取引価格情報は、アンケート調査票に明記しているように、①公示価格判定 の際の貴重な資料として活用、②国民が取引動向を知るための情報として、 物件の詳しい所在が特定されないようにして広く一般に提供、という二つの 目的に限定して利用されることになっている。また、税務等他の行政機関 の業務に流用されることはない旨もアンケート調査票に明記されている。
- ・このため、現在、国土交通省内部においても、他の政策目的に利用することは一切行われておらず、取引価格データにアクセスできる職員も限定されている。さらに、地方公共団体の地価担当部局にも取引価格データは提供されていない。
- ・しかしながら、取引価格情報は、適正な地価の形成を目指す政策を進めていく上で、無くてはならない情報の一つである。特に、一部地域で地価の急速な上昇が懸念される中、地価に対し責任を有する国と地方公共団体が連携して適切な対策を講じていくことが重要となるが、そのためには、地価担当部局同士の情報の共有化を図っていくことが重要であり、取引価格情報は、ま

っ先に共有すべき情報と考えられる。このため、先ずは、情報の厳格な管理体制を確立した上で、市場の透明化を図り、適正な地価を形成するという政策目的の範囲内で地方公共団体の地価担当部局と取引価格データの情報を共有することを検討すべきである。

・さらに、取引価格情報は、土地利用政策や都市計画、住宅政策にとっても極めて有用な情報である。しかし、一方で、様々な政策目的に取引価格情報が活用されるようになるし、それらが回答者に不利益をもたらす行政的に活用されてしまうのではとの懸念から回収率に影響を及ぼしてしまう恐れもある。したがって、これら各種政策においても取引価格情報であることを検討する必要がある。また、ストック活用型社会を目指していく上で、不動産流通の活性化が重要となってくるが、そのためには、不動産流通に携わる事業者等が取引価格情報を分析、解析し、国民により分かりやすいである事業者等が取引価格情報を分析、解析し、国民により分かりやすいである事業者等が取引価格情報を分析、解析し、国民により分かりやすいである事業者等が取引価格情報を分析、解析し、国民により分かりやすいである。このため、本制度に対する国民の理解と協力の状況等を踏まえつつ、個人情報の管理の徹底を図る法制的な整備とあわせて、将来的には、各種政策や不動産流通での利活用方策についても検討していく必要があると考えられる。

③安定的な制度に向けて

- ・以上のことを踏まえると、本制度を法制化する必要性は、取引価格情報の利活用の推進を除けば、当面、①回収率の向上、②制度の安定性の向上、の二点にあると考えられる。本制度は、前述のように、後から取引する人のために自分自身の取引価格を提供することで成り立つものであり、先ずは、法制化により国民に罰則を課すということではなく、取引価格情報の提供内容を充実し、国民が利用しやすいものに改善すべきである。本制度の社会的な意義について国民に浸透させることにより、制度の安定性と回収率の向上を図っていくべきである。
- ・また、このような取り組みを通じて、本制度が定着していく中で、自らの取引価格の公開に対する国民の意識も変化していくものと考えられる。これに対応して、情報提供のあり方や取引価格情報の収集方法について必要な見直しを行うとともに、取引価格情報の利活用の推進についても法制的な検討を進めることが必要である。

5. 今後の進め方

・以上のように、国は、取引価格情報の収集・提供を通じて、取引価格情報の意義や必要性について、国民へ浸透させるための取り組みを推進し、本制度を安定的なものとするべきである。さらに、取引価格情報の提供内容や取引価格の公開に対する国民の意識等について定期的にフォローアップを行い、その結果、法制化等も視野に入れつつ、安定的な制度の構築に向けて必要に応じて制度の見直しを行うべきである。

(参考)

参考資料1 インターネット利用者アンケート結果

参考資料2 不動産取引価格情報の提供に関する国民の意識調査結果

参考資料3 諸外国における取引価格情報の整備・提供の状況

参考資料4 取引事例カード

参考図1 アンケート回収率データと発送前の登記申請データの比較

参考図2 取引価格アンケートの属性別の回収率

参考図3 取引価格アンケートの不動産の属性別の回収率

参考図4 地図上での回収率の現状と向上イメージ

参考図5 提供項目の拡充画面

参考図6 取引価格情報拡充後の効果 (イメージ)

インターネット利用者アンケート結果について

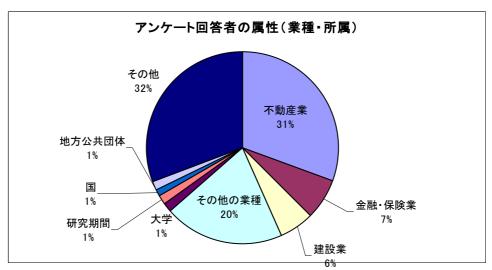
1. 利用者アンケート回収状況

- → 平成 18 年 4 月 27 日~9 月 30 日までインターネット上で実施。
- 取引価格開示システム利用者数(アクセス件数)は9/30までで累計 1,350万件程度。
- ♣ 利用者アンケート回収数は 734 件。

2. アンケート回答者の属性

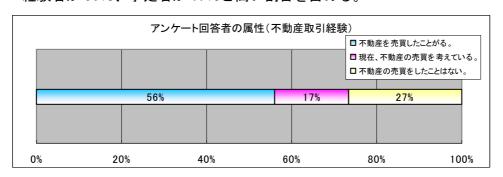
①業種・所属

生活者が32%、不動産業が31%、次いで不動産・金融・建設業以外の業種が20%、 建設業者が9%、金融保険業が7%となっている。



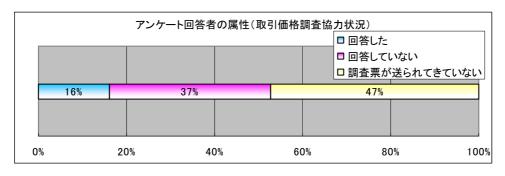
②不動産取引経験

経験者が56%、予定者が17%と高い割合を占める。



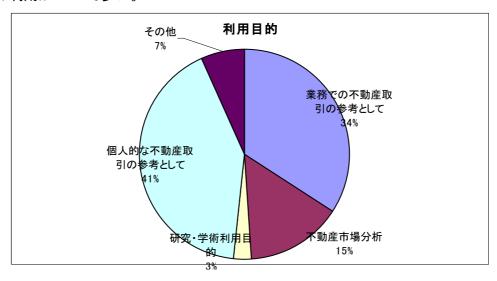
③取引価格調査協力状況

利用者のうち取引価格調査に協力している(回答したことがある)割合は 16%、協力していない(一度も回答していない)割合は 37%であり、残り 47%は、アンケート対象になったことがない。



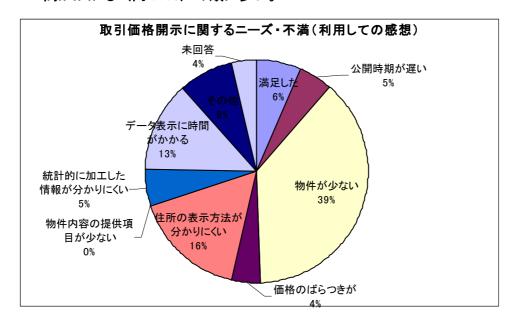
3. 利用目的

個人的な不動産取引の参考としての利用が 42%、業務での不動産取引の参考として の利用が 34%で多い。

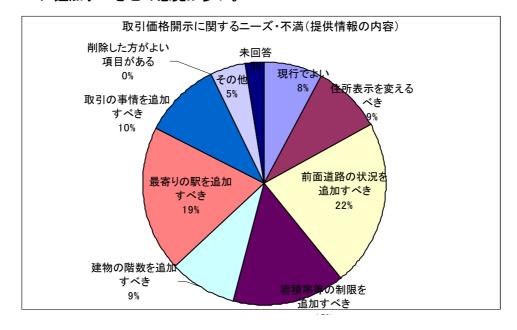


4. 取引価格開示に関するニーズ・不満

◆ ①この取引価格情報を利用されてのご感想については、物件が少ない(回答者の 38%が選択)、住所の表示方法がわかりにくい(同 16%)、データ表示に時間がかかる(同 13%)の順に多い。



◆ ②現在の提供情報の内容についての二一ズや感想に対する回答としては、前面 道路(回答者の 22%が選択)、最寄り駅(同 19%)、容積率等(同 15%)の順 に追加すべきとの意見が多い。



- ◆ ④現状の取引価格情報提供に対する意見や要望に対する主な意見は以下の通り。
 - どこの業者から買ったかも、加えてほしい。
 - エリア別に1平方メートル当たりの取引標準価格(都内であれば、何丁目までのレベルで、○○万円~△△万円のような表示)があったほうが良い。
 - 路線価・地価公示を加えてほしい。
 - せめて1ヶ月前の情報が知りたい。都内不動産価格の変化が著しい現在もっと 生の情報が欲しい。
 - データ量が増えていけば、より精度の高い相場が得られると思うが、現時点では少ないと思う。今後に期待。
 - 地図の1地点を任意に決めて、任意の同心円を描き、その範囲にある取引事例と価格分布図があると、直感的に地価の状況を把握できて便利。
 - ある程度の所在や価格がわかっても、土地価格は道路の幅員、一方路か角地か、 規模、容積率、道路の方位、不整形の程度、道路との高低差、公法上の規制そ のほかいろいろな情報が提示されない限り、相場すら把握できない。現行のま まではかえって混乱をするだけなので、もっと情報を開示して欲しい。特に不 動産に何ら知識を持たない一般個人の人が見て、それをそのまま相場と捉えて しまうと不動産業としては困る結果になる。正直言ってこの試みは将来的には 不動産取引の透明性に繋がるとは思うが、改善の余地は大いにある。
 - この制度は非常に良い。今後の本データの活用面につき要望を書くと、土地購入者が個人であり居住用に購入する観点から契約時点で購入者に仲介者(不動産販売会社)に本データの開示及び、購入者の確認完了の事実を義務付けることを願う。
 - このような情報開示があることを不動産業者の店頭や公の放送網などでもっと告知すべき。
 - 地方都市のためか、知りたい地域は取引価格が1件も表示されず、全く参考にならなかった。不動産会社が広告せずに特定の個人に直接売買の情報を渡して契約することが多い土地柄なので、このシステムに期待していたのにがっかりだ。公的機関ならではの情報力で広く一般に情報を開示して欲しい。

以上

不動産取引価格情報の提供に関する国民の意識調査結果(確報)

調査対象 母集団 全国 20 歳以上の者 標本数 3.000 人

抽出法 層化2段階無作為抽出

調査時期 平成 18 年 10 月 13 日~10 月 29 日

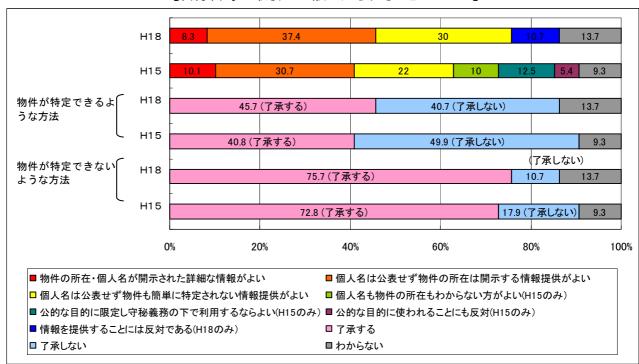
調査方法 調査員による個別訪問聴取

回収結果 有効回収数(率) 1,914人(63.8%)

1 自分自身の取引価格が一般に知られることについて

自分自身の取引が一般に知られることについて、物件が特定できる方法を了承する者が 45.7%で、物件が特定できない方法を了承する者は、75.7%であった。

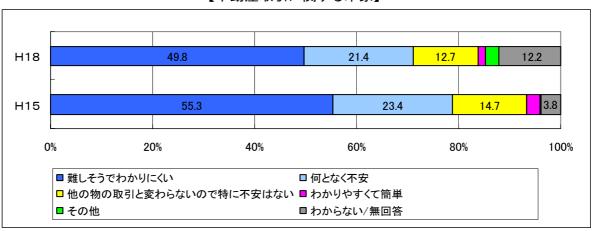
【自分自身の取引が一般に知られることについて】



- ※ <u>物件が特定できる方法を了承する者</u>は、「物件の所在・個人名が開示された詳細な情報がよい」 及び「個人名は公表せず物件の所在は開示する情報提供がよい」を選んだ者。
 - <u>物件が特定できない方法を了承する者</u>は、物件が特定出来る方法を了承する者に加え、「個人名は公表せず物件も簡単に特定されない情報提供がよい」を選んだ者。
- ・物件が特定できる方法を了承する者の割合は、不動産の売買をしたことがある層では、売買をしたことがない層に比べて 4.1 ポイント高い 48.1%となっており、不動産の売買を予定している層では、さらに 20.4 ポイント高い 68.5%となっている。
- ・物件が特定できない方法を了承する者の割合は、不動産の売買をしたことがある層では、売買を したことがない層に比べて8ポイント高い81%となっており、不動産の売買を予定している層で は、さらに8.9ポイント高い89.9%となっている。

2 不動産取引について

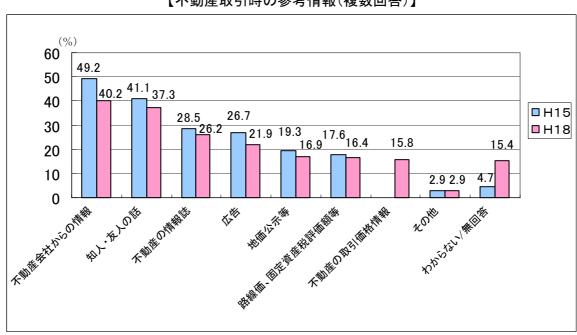
(1) 「土地やマンションの購入など不動産の取引について、どのように感じるか」 約7割の者が、不動産の取引は、『難しそうでわかりにくい』または『何となく不 安』と感じているが、平成15年度の結果に比べると、その割合は若干減少している。



【不動産取引に関する印象】

- ・不動産の売買経験がない層に限ってみると、『難しそうでわかりにくい』と回答した者が 56.7%であり、売買経験がある層の39%に比べて17.7ポイント高い。
- (2) 「不動産を売買する際に主にどのような情報を参考にしたか、またはすると思うか」

『不動産会社からの情報』(40.2%)が最も多く、続いて『知人・友人の話』(37.3%)、『不動産の情報誌』(26.2%)の順となっている。『不動産の取引価格情報』を選んだ者は15.8%であった。



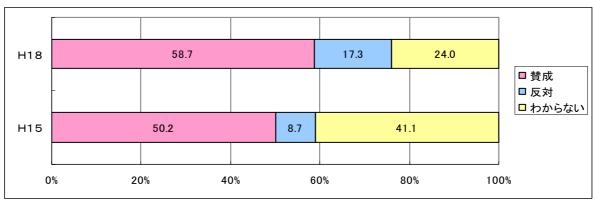
【不動産取引時の参考情報(複数回答)】

・不動産の売買を予定している層では、28.6%が『不動産の取引価格情報』を利用すると回答。

3 取引価格情報の提供制度について

(1) 「土地が公共の財産という意識により、土地価格は私有財産情報であるが、一般に公表し活用することについてどう考えるか」

賛成 58.7%、反対 17.3%と、賛成が上回っている。不動産の売買をしたことがある層では、 賛成が 64.3%と、多くなっている。

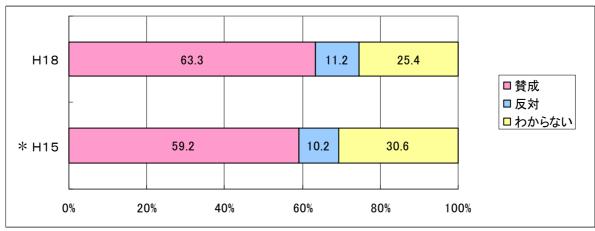


【土地の公共意識と不動産の価格を一般に公表し活用すること】

・不動産の売買をしたことがある層に限ってみると、賛成が 64.3%、反対が 17.6%、わからない が 18.1%となっており、不動産の売買をしたことがない層より、賛成が 8.7 ポイント高くなっている。不動産の売買を予定している層では、さらに 5.7 ポイント高い 70%の者が賛成している。

(2) 「国土交通省が今年の4月から一部地域の不動産の取引価格を提供していることについてどう考えるか」

賛成 63.3%、反対 11.2%と、賛成が上回っている。不動産の売買をしたことがある層では、 賛成が多くなっている。

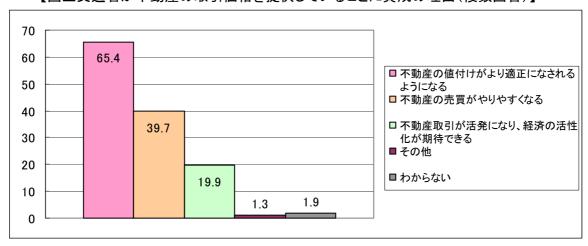


【国土交通省が不動産の取引価格を提供していること】

- ・不動産の売買をしたことがある層に限ってみると、賛成が 69.4%、反対が 12.6%、わからないが 18%となっており、不動産の売買をしたことがない層より、賛成が 9.5 ポイント高くなっている。不動産の売買を予定している層では、さらに 2 ポイント高い 71.4%の者が賛成している
- *平成15年調査においては、不動産の取引価格の提供制度を導入することについてどう考える か聞いたもの。

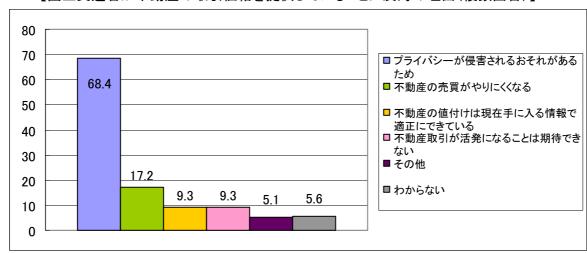
① 「国土交通省が不動産の取引価格を提供していることに賛成の理由は何か」 『不動産の値付けがより適正になされるようになる』(65.4%)が最も多く、続いて『不動 産の売買がやりやすくなる』(39.7%)、『不動産取引が活発になり、経済の活性化が期待 できる』(19.9%)の順であった。

【国土交通省が不動産の取引価格を提供していることに賛成の理由(複数回答)】



② 「国土交通省が不動産の取引価格を提供していることに反対の理由は何か」 『プライバシーが侵害されるおそれがあるため』(68.4%)が最も多かった。

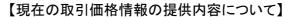
【国土交通省が不動産の取引価格を提供していることに反対の理由(複数回答)】

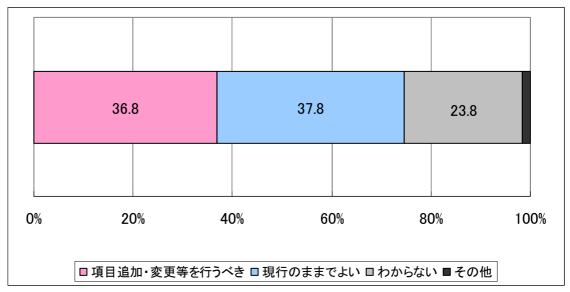


4 取引価格情報の提供内容について

(1)「不動産取引を検討する際、取引価格情報を参照するとしたら、現在の提供内容をどう考えるか」

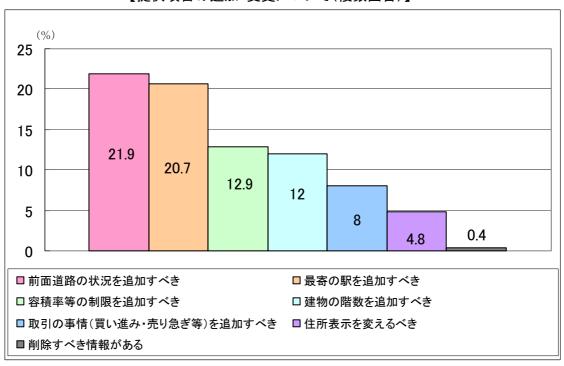
約4割の回答者が『項目の追加や変更を行うべき』としている。





- ・項目追加・変更等を行うべきとする意見は、不動産の売買をしたことがある層では、 売買をしたことがない層に比べて 8.1 ポイント高い 41.9%となっており、不動産の売買を 予定している層では、さらに 5.2 ポイント高い 47.1%となっている。
- (2) 提供内容の改善すべき項目については、『前面道路の状況を追加すべき』(21.9%)、『最寄り駅を追加すべき』(20.7%)、『容積率等の制限を追加すべき』(12.9%)となっている。

【提供項目の追加・変更について(複数回答)】



諸外国における取引価格情報の整備・提供の状況

							オーストラ	
	イギリス(イ	アメリカ合				シンガポー	リア(ニュ	
	ング・ラント・・ウェ	衆国(メリーラン	フランス	韓国	香港	ル	ーサウスウ	ドイツ
	ールス゛)	卜)세)					ェールズ	
							州)	
公開方法	登記に記載	税務当局が	登記所が契	建設交通部	登記に記載	登記に記載	天然資源省	土地鑑定委
	して公開	税情報を公	約書を登記	が不動産総	して公開	して公開	が土地情報	員会が秘匿
		開	簿として公	合情報シス			システム上	済み情報を
			開	テム上で公			で公開	公開
				開				
情報収集の	契約書を登	捺印証書を	契約書を登	不動産取引	譲渡証書を	契約書を登	契約書を登	契約書の写
方法	記所に提出	登記所と税	記所に提出	申告書をシ	登記所に提	記所に提出	記所に提出	しを土地鑑
		務署に提出		ステム(R	出			定委員会に
				TMS) 上				送付(法定)
				あるいは管				
				轄地公体に				
				提出				
インターネットしこ	対応済み	対応済み	非対応	2006年	2004年	1998年	対応済み	ベルリン市
よる提供				1月から対	1月から対	に対応済み		では秘匿情
				応済み	応済み			報を提供中
料	2ポンド/	無料	_	無料	15香港ド	5. 15シ	4. 5豪州	7ユーロ/
金	件~				ル/件~	ンガポール	ドル/件~	件~(ベル
					(インター	ドル/件~		リン市)
					ネットは未			
					定)			
その他	2000年	当局の説明	登記情報の	2006年	2004年	1996年	地籍調査結	英米から土
	4月から登	では1日6	電算化が進	1月から仲	1月から、	の不動差バ	果を利用し	地市場が不
	記に価格を	0万件のア	んでいない	介業者また	第三者対抗	ブルへの反	たGIS上	透明との指
	記載するこ	クセス数。	ため、公証	は取引当事	要件から公	省から市場	で提供され	摘を受け、
	ととした。	人口530	人協会のD	者が取引内	信力のある	の透明性を	ている。	ベルリン市
	スコットラ	万人200	Bが活用さ	訳を市郡区	登記制度へ	高めるため		では情報開
	ンドでは以	万筆	れている。	に届け出る	移行。	に積極的に		示を検討
	前から公			ことが義務		情報を公		中。
	ii		Ì					
	開。			づけされ		開。		
	スコットラ ンドでは以	万人200	Bが活用さ	訳を市郡区に届け出る	登記制度へ	高めるため に積極的に 情報を公	ている。	では情報開示を検討

取引事例カード (宅地、宅地見込地)

No.1

事例番	号				初期値	市区町	村17-1-1-1-1	初	期値	作成者				初期値	調査	年月日	2.11		初期個
所在及	及び地番										Γ	细胞瘤目	所有者 居住者	E8833383])	184			初期個
	表示」 地番号)	T.						7	_ 1	初期値(月	在をセッ 7ンケー		古舗 ビル:	(0	i)	0.00			初期値
土地の	種別		地(優) (地(工)				・農家 芒地見。			商業地 が他	(一般	高度・業	務高度	•複(含高度 ·	準高度	€・普通	・近隣	•路線)
類型	,	更划	e·底地·	昔地植	* 建付地	: 貸家	建付地	• 区分				4			現況均	t 🛮			初期値
取引征	砵各	***	額		<i>774</i> -	Į.	物の他			725-1 725-1 725-1	円(72 <u>1</u>	— Д/		更地価格	部事	Ą	50円根拠を	円/m² 必ず選択
建物等		建築	時期平原	ÿ • #23}	0		構造	s	RC ·		₩•B (-)	階数	地	<u>.</u> ±	也下 。
		建築	面積				延床面積			a a	m²	用道	<u> </u>	3. S			2.0		
取引時		事権		初期@ 無・オ		初期	ч		ad.	限定価	2 () .			ża	正率	%
事例収			契約当事	アンケート		1		er ee	1	己取扱	7ンケー	<u>.</u> 物件・件	介物件		その他((1''	-)
	標準地等		標準地番	- T		初期位				準地番						付	近の		
取引当	事者の原	計生	買主(但	人•法	込・ 不	加度業者	•公共	団体等	()	売主(/	国人・法。	人・不 <u>動</u> 初	産業者期间	• 公±	団体等	80000000000	標物		
地域の	特性																		
街路 条件	前面 方道路 種			道路名		福員	m		₹(体	17~	の状態	有・無・普通・	J		舗装(舗装
交通	最寄りる			線		various and other and	丘接。 道路距離	******	arazenten uzatua.		<u>リピー</u> ジリバスイ				<u> </u>		道路		m
接近条件		- T		駅か		Contract Con	直線距離	誰		m			17.	/1h			直線	距離 ————	m
	最寄り 公共施語	殳	道路距	離		m	最寄り 商業施	- 1	道	路距離		m	その	TE	道路	各距離		r	n ·
環境	日照·通		良・否・	普通	地質·地	盤·地勢	等良・	否∙닅	通		1303								
条件	供給処理 施設の状態	- 1	水道 ガス	-	水道・調都市が					ļ		有 (処 理 設の状態	- 1	勺•娅	理区域外	外)•無	道路足	E離	m
	その他									J									
	規模	2	簿		n ²	実測		72	7-1 17	² _(5	ち私道			□ ^{m²}					
画地 条件	間口・奥			m - 1	7.9	前高		等高	-		~		• 低)		度 無	•有()向	•
	形状接面状态	_	正方形・ 角地・準			:			· 云)方	17 . 131		・未舗装	Т		ックのマ	5無 右	- 無		m²
	側道・	المير	三方路・ 中間画地			事例	也の (也の () 方) 方		m 舗装	· 未舗装	7.0						
	区域区分	}	市街也区	城 · i	卡街化調	整区域:	非線引	区域	・準	都計· 和	附外			その(f ・地)	也の地域 7 空	ķ			
行政 的条	主たる用途地域	或	1 低專· 近商·商				專• 11	主居・	2住月	・準住	居•			<u> +UL</u>	<u></u> 				
件	自然公園	園法							1000								1		
	建べい四	2	主たる指	定	% <u>‡</u>	基準	%	容積	率	たる指	定	% 基	·準 ———		% 防/	人地域	防火・	準防火	・無指定

必須事項

鑑定評価員が作成し、国土交通省のデータベースに蓄積されている情報

初期値 発送データから初期値をセットする項目 アンケート内容から記入する項目

事例番号		【初期	市	<u>X</u> 町村1-ト	<u> </u>	□ 作成者				期值	調査年月	∄8		初期值
所在及び地番						es di		初期値	所有者・ 居住者・	(前)				初期値
住居表示	y manga Magazin		100	4147		<u> </u>	期値(所在		店舗 ビル名	(後)				初期値
マンション名	au-			po de		li i	1.40	初期值	付近の 目標物					
部屋番号	Haratan Haratan A Tan Haratan Haratan						n e			100				初期値
土地の種別	1	良・準優良・)他) 市	含業地(一般高度	・業務高	高度・複合	高度	準高度	・普通	・近隣・	路線)
取号 価格	→ 果 地 (→ 総額	業・流通業務) ·	その他 	T	-	円(—————————————————————————————————————) 5	 末面積			m²
I AX'S NIWIY'S	市心会員	J. J.		 建物			円() ζ σ			<u>発送デー</u>	タより入 門 m ²
				その他					7 7 40	4	10130			
専有部分	階層	地上。地下 725-1	厚	1	· 地下	7>ケー 階				専	有面積			[7>5-1] ^{[1]*}
建物	方位		100 5 100	PSBot1	7ンケート	<u> アンケート </u>	-	ASSECT TO SECURITY OF THE PROPERTY OF THE PROP	改装の有無					725-1
	管理費	and the second	725-1 75-1) (月額)	修繕積	立金	L	7ンケート 7ンケート]F) (=	F額 	月額)		1/2/
	用途		7-F-J			l.	16.00			1 727	- 1	100		初期値
取引時点		初期値 (多	3⁄9 <u>⊟.</u>	登記原因 関値	IB)									
取引の事情	事情の有無	無。有事				ぎ・限定の	邮络 [7	カート)	•			補正	β 9
事例収集源	契約当	睹(売主		仲介者・				己物件・	仲介物件)	その	他()
取引当事者の原	属性 買主() (個人・法人・2	不動産家 初期値	者・公共	団体等) 売主(個人・)	±人• 否	助産業者・ ^{の期値}	公共団	体等)			
全体建物	用途								初期位		等	上位	・中位	・下位
	構造	SRC • RC •	S•₩•	B・その	他()		階	数	地 <u>上</u>	間	也下 階
	延床面積			m²	全戸数		72	F-F =	建築時期	平成	• ETF	アンケー		塾・中古 7ンケート
	設備等	水道・ガス	・公	共下水 ·	その他()						
	管理人の 有無	管理人(無 · 有) 勤済	鄉灣	非常 <u>勤</u>	· 第勤)	動翔	寺間(~ 7	アンケート	ı) 		
	改装の有無													
全体敷地	規模	公簿	初;	m². :	実測			(うちも			m	²)		
	敷地の 権利 <u>能</u> 様				10	l							3.223.4	初期値
	街路 条 件 ————————————————————————————————————	前面道路		m		接面状	兄」中間		· ·		· ====================================	路•	三方路	・四方路
	交通• 接近条件	最寄り駅	is. 951.6		7 7 T 1 18880888	方位から 直線	RIERE	in in	最寄りバス	く停 方位 		直	線距離	停留所から m
	環境条件	日照、景観 の自然環境	等			•	居	副辺の利用	R/犬兄					
		区域区分	市街	比区域・i	市街化調	整区域 •	非線引区	 域 • 準	都計・都	†外	•			
	行政的条件	主たる用途	地域	1 低専	2 低専・	1中専・	2 中専・	· 1住居	・ 2 住居・	 準住居	• 近裔 ·	・商業・	工専・コ	C業・準工
		建べい率	主たる	指定	% 基	準	%	容積率	主たる指	定	%	基準		%
付近の標準地質	等標準地	番号			-		基準地	番号						
その他特記事	· 真													

アンケート回収データと発送前の登記申請データの比較

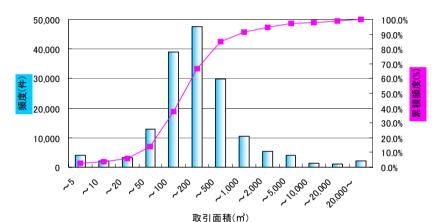
更地・建付地の取引面積分布

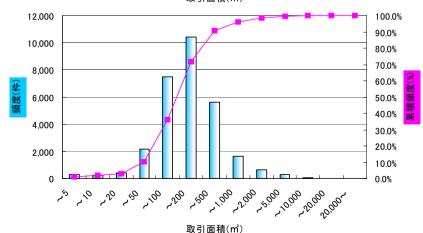
登記申請データ

事例カード

取引面積(m²)	頻度(件)	累積頻度(%)
~5	3,997	2.4%
~ 10	2,270	3.8%
~20	3,182	5.8%
~ 50	12,997	13.8%
~100	38,962	37.6%
~200	47,449	66.7%
~500	29,755	84.9%
~ 1,000	10,562	91.4%
~2,000	5,492	94.8%
∼ 5,000	3,902	97.1%
~10,000	1,445	98.0%
~20,000	1,188	98.8%
20,000~	2,032	100.0%

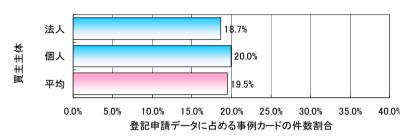
取引面積(㎡)	頻度(件)	累積頻度(%)
~ 5	286	1.0%
~ 10	217	1.7%
~20	405	3.1%
~50	2,155	10.5%
~100	7,504	36.1%
~200	10,407	71.6%
∼ 500	5,638	90.8%
~1,000	1,610	96.3%
~2,000	654	98.5%
∼ 5,000	310	99.6%
~10,000	72	99.8%
~20,000	27	99.9%
20,000~	18	100.0%

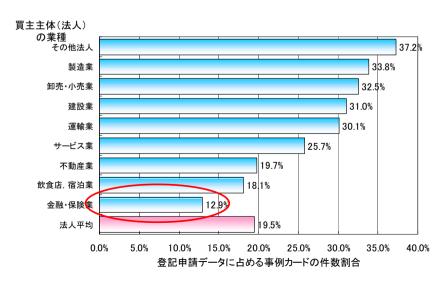


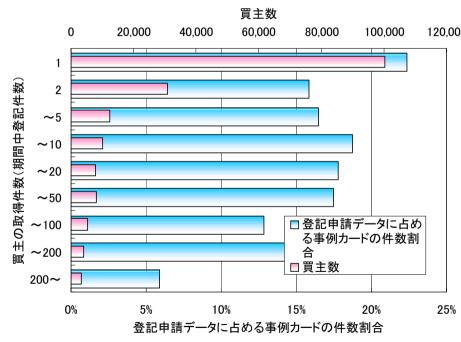


取引価格アンケートの回答者属性

- ◆法人と個人では回収率にそれほど大きな差はない。 ただし、法人を業種別にみると金融・保険業等で低い。
- ◆取得件数の多い買主ほど回収率が低い

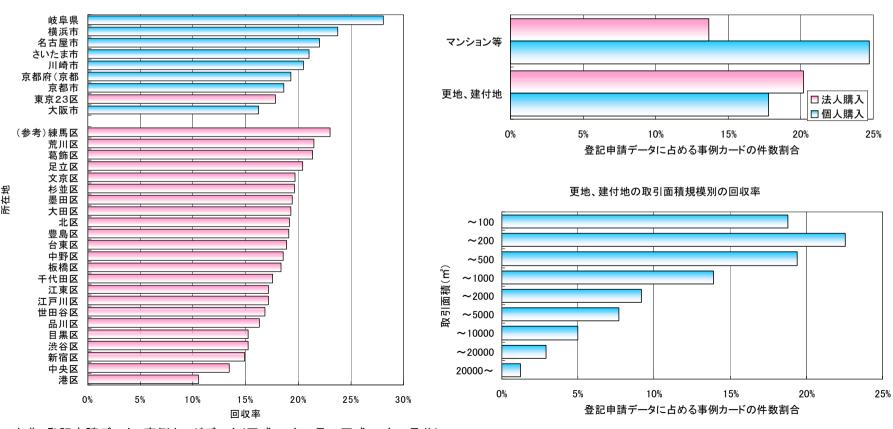






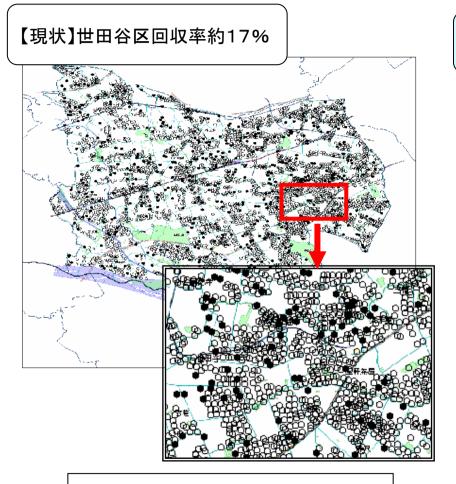
取引価格アンケートの不動産属性

- ◆土地・マンションの属性別にみると、都内での取引、大規模取引で回収率が低い (取引金額での分析は困難)。
- ◆土地では個人、マンションでは法人の回収率が低い。



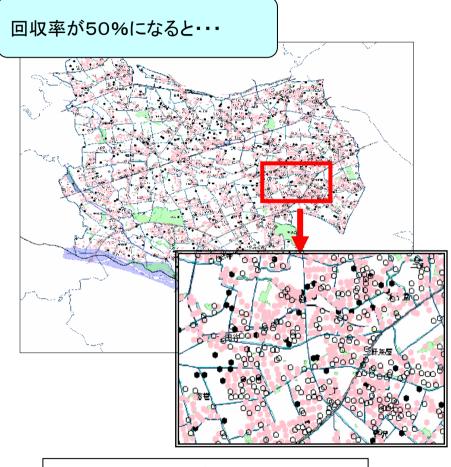
出典:登記申請データ、事例カードデータ(平成17年7月~平成18年3月分)

登記異動情報と公表された取引価格データの比較



世田谷区の更地・建付地の例

- 登記申請データ
- 開示データ



世田谷区の更地・建付地の例

- 登記申請データ
- 開示データ
 - 新たに開示されるデータ

提供項目の拡充画面(イメージ) (1)

更地・建付地の場合

拡充項目は、

▶建築年は<u>単年表示へ</u> (例) 平成18年

新規項目は、

▶前面道路の幅員 (例) 東6m都道

▶建ペい率(%) (例) 60

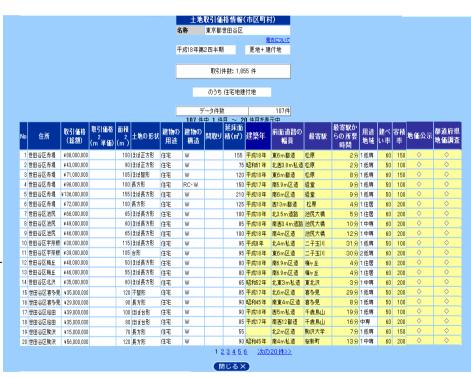
▶容積率(%) (例) 200

▶最寄駅からの所要時間 (例) 池尻大橋 10分

※なお最寄駅からの直線距離では、取引事例地が特定される恐れがあるため、80mを1分として計算し、最寄り駅からの所要時間を表示。

▶地価公示 (例) →(3)へ

▶都道府県地価調査 (例) →(3)へ



※データー覧は実際の値とは異なります。

提供項目の拡充画面(イメージ) (2)

マンションの場合

拡充項目は、

▶建築年は単年表示へ (例) 平成18年

新規項目は、

▶方位 (例) 南

▶建ペい率(%) (例) 60

▶容積率(%) (例) 200

▶最寄駅からの所要時間 (例) 池尻大橋 10分

※なお最寄駅からの直線距離では、取引事例地が特定される恐れがあるため、80mを1分として計算し、<u>最寄り駅からの所要時間を表示。</u>

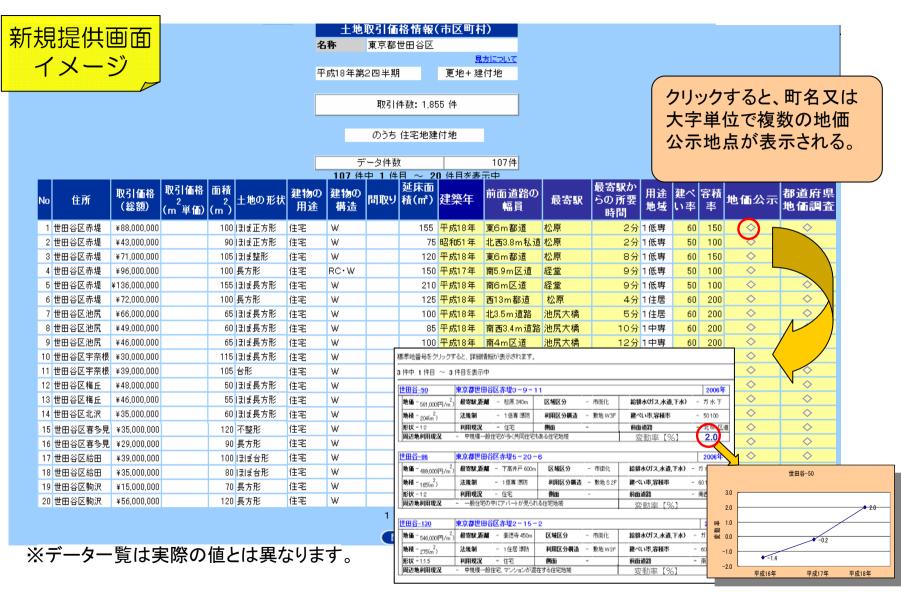
▶地価公示 (例) →(3)へ

▶都道府県地価調査 (例) →(3)へ

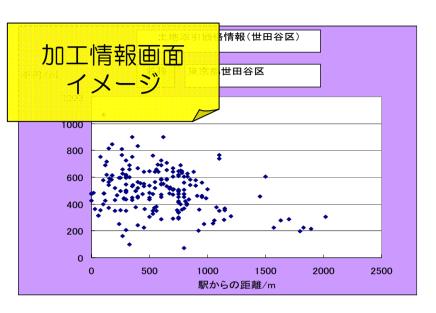
							価格情報		[村)									
					名称	果行	(都世田谷)	ž.	見方について									
					平成1	8年第2四	半期	マンシ	マン等									
						F	731件数: 1	.167 (4		1								
						<i>თ</i> 3	ち住宅地で	アンション										
							件数		75 (4									
					7	5 件中 1	件目 ~	20 件目を	表示中									
ю	住所	取引価格 (総額)	取引価格 (m ² 単価)	面積 (m²)	土地の形状	建物の 用途	建物の 構造	方位	MIRY	延床 面積 (㎡)	建築年	最寄駅	最寄駅 からの所 要時間	用途地號	建べ い率		地催公 示	都道 県地信 調査
	世田谷区岡本	¥40,000,000		76		住宅	RC	東	3LDK		平成10年	二子玉川	13分	1低專	50	100	•	0
2	世田谷区粕谷	¥26,000,000		55		住宅	RC	南西	1LDK+S		平成14年	千歳鳥山	14分	1中等	60	200	0	0
3	世田谷区赤堤	¥29,000,000		65		住宅	RG	北西	3LDK		平成15年	二子玉川	19分	1中專	60	200	•	0
4	世田谷区赤堤	¥14,000,000		20		住宅	RC	闸	1K		平成10年	胸沢大学	0分	2中専	60	200	0	0
5	世田谷区赤堤	¥12,000,000		20		住宅	RC	南東	1K		平成3年	胸沢大学	29	1中将	60	200	0	0
6	世田谷区赤堤	¥37,000,000		95		住宅	RC	北東	3LDK		平成12年	芦花公園	89	1 低零	40	80	0	0
7	世田谷区池尻	¥40.000.000		80		住宅	RC	東	2LDK		平成2年	千歲鳥山	29	1中¥	60	200	0	0
8	世田谷区池尻	¥50,000,000		76		住宅	RC	南西	3LDK		平成13年	二子玉川	7%	1住専	60	200	0	0
9	世田谷区池尻	¥24,000,000		75		住宅	RC	南西	3LDK		昭和46年	上野毛	10分	1中将	60	200		0
10	世田谷区事奈根	¥23,000,000		50		住宅	RC	変	3LDK		平成5年	用號	12分	1中専	60	200	0	0
11	世田谷区主奈根	¥61,000,000		95		住宅	RC	南西	3LDK		平成10年	上野毛	11分	1中物	60	200	0	٥
12	世田谷区権丘	¥7,200,000		45		住宅	RC	m	1LDK		平成15年	用聲	7分	1中専	60	200	0	0
13	世田谷区梅丘	¥19,000,000		40		住宅	RC	ত	3DK		昭和42年	久義山	10分	1中例	60	200	0	٥
14	世田谷区北沢	¥19,000,000		50		住宅	SRC	m	2LDK		昭和47年	胸沢大学	69	1住專	60	200	0	0
-	世田谷区客参見	¥32,000,000		60		佳宝	RC	北東	2LDK		平成11年	成被学園前	17%	1中界	60	200	0	0
16	世田谷区喜多見	¥66,000,000		100		住宅	RC	南	2LDK		平成14年	成被学園前		1中専	60	200	0	0
17	世田谷区給田	¥16,000,000		50		佳宅	RC	南	1LDK		昭和51年	成被学園前	169	1中専	60	200	0	0
н		¥15,000,000		20		住宅	RC	西	1K		平成18年	±8Ţ		通過	80	300		0
19	世田谷区駒沢	¥17,000,000		50		住宅	RC	東	2LDK		昭和47年	世田谷	2分	1住居	60	200	0	0
	世田谷区駒沢	¥16.000.000		20		住宅	RC	क	1K		平成18年	±87	24	近南	80	300	0	0

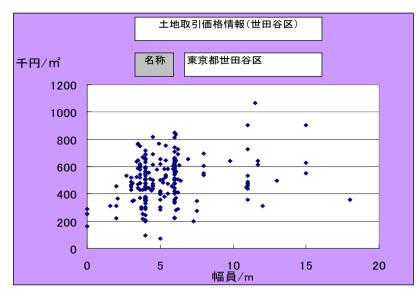
※データー覧は実際の値とは異なります。

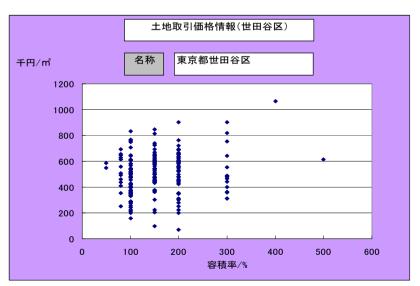
提供項目の拡充画面(イメージ) (3)

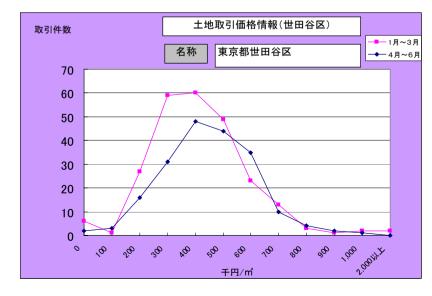


提供項目の拡充画面(イメージ) (4)









※価格は実際の値とは異なります。

これまで

地価公示や路線価で地価の状況は 分かっても様々な要因が絡み合って いる取引価格を表す客観的なデータ がなかった。

業者の方は、こう言ってい るけど、何か相場がわか るようなものはないかな~。 自分で調べるといっても、 限界があるし。。。



取引価格情報の提供内容が拡充され様々な事 業者がわかりやすい形でデータを解析すると...

10分離れると 平米20万円違 います。私の経 験で申し上げ ますと直近で は5~10万円 は安いでしょう。

取引価格って参考

不動産購入の心強

いパートナーだね。

になるな。

今後

土地総合情報システムで取 引価格を見てみると一駅離 れると平米20万円違います。 ××駅近郊ですと平米60 万円になります。

10分 5分

△△駅 m^{80万円}

××駅

m⁴0万円 m⁵0万円

m60万円

取引価格総額	取引価格(m [°] 単価)	面積	向き
¥40,000,000	¥400,000	100	北東
¥17,500,000	¥350,000	50	北
¥31,500,000	¥450,000	70	北西
¥40,000,000	¥500,000	80	南東
¥40,500,000	¥450,000	90	南西
¥36,000,000	¥300,000	120	北西
¥33,000,000	¥550,000	60	南
¥16,000,000	¥400,000	40	北東



業者の方の的確なアドバイ スのおかげで安心して家を 買えそう。信頼できる! 南向きが良いと思っていた けど、北向きだったらこんな に安くなるのね。 南向きにこだわらないわ。